平成22年度第2回国立大学法人静岡大学長選考会議議事録

日 時 平成22年11月26日(金)13時30分~14時40分

場 所 学長応接室

出席者 北原、石村、伊藤、杉田、佐藤、荒川、村井、東郷の各委員

陪席者 山﨑事務局長、渡部総務部長

I 議事録の承認

平成22年度第1回学長選考会議(平成22年10月19日)議事録(案)を原案どおり承認した。

Ⅱ 審議事項

1 国立大学法人静岡大学長選考会議規則の一部改正について 議長から、学長の任期の変更等に伴う標記規則の一部改正について、資料 1により提案があった。

内容について、事務局から説明があり、審議の結果、基本的内容を了承し、 次回教育研究評議会において、副議長から審議状況を報告した上で、次回本 会議で再審議することとした。

学長任期を4年とし、再任2年を2回まで可能とする理由等について、以下のとおり確認した。

- (1) 現行の3年では施策を施行する期間としては不十分であること、また、 再任の場合も、実質的に2年間の実績を基に評価・選考を行うことになり、 その対象期間として短いこと。(改正の必要性)
- (2) 施策施行に必要な期間として、任期4年を基本とすること。
- (3) 再任については期間を4年とし、1回可能とすることも考えられるが、 中間評価を行う意味で、2年で区切り、2回まで可能(最長8年間在任可能)とすること。

なお、委員から、学長任期について、通常は2期在任し、任期は4年プラス再任2年の「6年」になると考えられ、また、「6年」は、多くの大学で再任を含めた年数として設定されており、中期目標・中期計画の期間とも同一であることから、適切ではないかとの意見があった。

2 国立大学法人静岡大学長適任候補者意向投票管理規程の一部改正について 議長から、意向投票にかかる日数又は期間の計算に関する定めをおくこと に伴う標記規程の一部改正について、資料2により提案があった。

内容について、事務局から説明があり、審議の結果、提案内容を一層明確にするため、日数又は期間の計算には休日を除くこととする規定を、「第3条第1項、第4条第1項及び第5条第4項に規定する日数又は期間を計算す

る場合には、国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第5条に 規定する休日を含まないものとする。」旨、別に条立てする方向で改正案を 修正の上、次回本会議で再度審議することとした。

Ⅲ その他

1 次回選考会議開催日程について

次回会議は、平成23年1月28日(金)13時30分からの開催とし、 学長任期について、次回教育研究評議会で本会議での審議状況を報告した際、 本会議で審議を要する意見等が出された場合は、開催時間等を変更すること とした。

以上